

○熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止及び低炭素社会の実現に寄与することを目的とし、次世代自動車を購入する者に対して予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、熱海市補助金等交付規則（昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (3) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいい、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。以下同じ。）、側車付二輪自動車（同法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、熱海市税賦課徴収条例（平成16年熱海市条例第12号）第91条に規定する標識の交付を受けているもの。以下同じ。）又は軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。以下同じ。）をいい、型式認定を取得したもの（事業用自動車を除く。）をいう。ただし、検査済自動車にあっては、型式認定を取得していることを要しない。
- (4) プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、外部電源からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類がガソリン・電気と記載されているものをいう。
- (5) 燃料電池自動車 水素を燃料とし、搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動

機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が圧縮水素と記載されているものをいう。

- (6) 事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項の旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項の貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項の貨物利用運送事業の用に供する自動車（自動車リース事業者が貸し渡しを行う場合を含む。）をいう。

（令6告示41・一部改正）

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら使用する目的で次世代自動車（事業用自動車を除き、売買契約の際に所有権が販売会社等に留保されているものを含む。）の新車を購入する者であつて、補助金の交付を受けようとする年度中に、当該自動車を初度登録する個人又は法人等であること。
- (2) 現に熱海市の住民基本台帳に登録されている者又は熱海市内に主たる事業所を有する法人等であること。
- (3) 初度登録をする時点において、当該自動車の自動車検査証、自動車検査記録事項又は標識交付証明書（以下「自動車検査証等」という。）の所有者及び使用者であること。ただし、次のいずれかにより自動車検査証等の所有者及び使用者が一致しないときはこの限りでない。

ア 車両の所有者が留保された購入において、自動車検査済証等の所有者が自動車販売会社又はローン会社等で使用者が車両購入者であり、自動車検査済証等の使用者が申請者となるとき。

イ 法人等による申請において、自動車検査済証等の所有者が当該法人等で、使用者が申請車両の管理責任者として自動車保管場所証明書を取得した当該法人等の役員又は従業員等であり、当該法人等が申請者となるとき。

- (4) 市税等を滞納していない者

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯又は同一の法人等につき、1年度当たり1回限りとする。

（令6告示41・一部改正）

（補助対象車両）

第4条 補助金の対象となる車両は、次世代自動車であって、初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、補助金の対象となる銘柄の車両とする。

(令6告示41・追加)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、5万円とする。

(令6告示41・旧第4条線下)

(交付の申請)

第6条 規則第4条及び第12条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、申請に係る次世代自動車の初度登録日の属する年度の末日までに、熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合については、この限りでない。

- (1) 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項が記載された書面又は標識交付証明書
- (2) 次世代自動車の購入に係る契約が確認できる書面の写し
- (3) 次世代自動車の購入に係る領収書の写し
- (4) 次世代自動車の写真
- (5) 熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金請求書(様式第2号)
- (6) 申請者が法人の場合は、登記簿に記録されている事項を証明した書面(現在事項証明書又は履歴事項証明書であって、発行から3箇月以内のものに限る。)
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(令6告示41・旧第5条線下・一部改正)

(財産処分の制限)

第7条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に準ずる期間とする。

(令6告示41・旧第6条線下・一部改正)

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令6告示41・旧第7条線下)

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に購入した次世代自動車について適用する。

附 則（令和6年告示第41号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所

申請者 氏 名

電話番号

熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

車両の種類	メーカー名	車名	型式（自動車検査証に記載のもの）
初度登録日	年 月 日		
交付申請額	5万円		

個人情報確認同意欄 (住民票の写しの添付を省略する場合に記入)	<input type="checkbox"/> 熱海市が住民基本台帳の確認をすることに同意します。
市税滞納状況確認同意欄	<input type="checkbox"/> 熱海市が市税の納付状況について確認することに同意します。

様式第2号（第6条関係）

熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金請求書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所

申請者 氏 名

電話番号

熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金として、次のとおり請求します。

1 請求額 金5万円

2 振込口座

振込先金融機関名		銀行 農協 金庫 ()		本店 支店 ()
口座の種類	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

様式第1号（第6条関係）

（令6告示41・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（令6告示41・一部改正）